

議第154号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年11月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第7第1項の表(1)の項ア中「または中型自動車免許」を「、中型自動車免許または準中型自動車免許」に、「7,400円」を「7,050円」に改め、同表(1)の2の項ア中「または中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許または準中型自動車仮運転免許」に、「3,650円」を「4,050円」に、「6,650円」を「6,700円」に改め、同表(4)の2の項中「または第101条の4第2項」を「、第101条の4第2項または第101条の7第3項」に改め、同表(6)の項ア中「または中型自動車免許」を「、中型自動車免許または準中型自動車免許」に、「23,450円」を「23,100円」に改め、同表(8)の項ア中「または中型自動車免許」を「、中型自動車免許または準中型自動車免許」に、「14,950円」を「14,600円」に改め、同表(9)の項を次のように改める。

(9) 法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者	再試験手数料	ア 準中型自動車免許に係る再試験	2,000円（法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,650円）
		イ 普通自動車免許に係る再試験	1,950円（法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円）
		ウ 大型自動二輪車免許または普通自動二輪車免許に係る再試験	1,750円（法第100条の2第2項

		エ 原動機付自転車免許に係る再試験	に規定する大型自動二輪車または普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,300円) 1,050円
--	--	-------------------	--

別表第7第1項の表(12)の項中

「	エ 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習		を
	(ア) 大型自動車免許または中型自動車免許に係る講習	講習1時間につき 4,650円	
	(イ) 普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,450円	

「	エ 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習		に、
	(ア) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習1時間につき 4,100円	
	(イ) 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習1時間につき 3,400円	
	(ウ) 普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,450円	

「	コ 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習		を
	(ア) 普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,050円	
	(イ) 大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 2,700円	
	(ウ) 普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 2,550円	
	(エ) 原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間につき 2,400円	

「	コ 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習		
	(ア) 準中型自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,150円	

<ul style="list-style-type: none"> (イ) 普通自動車免許に係る講習 (ウ) 大型自動二輪車免許に係る講習 (エ) 普通自動二輪車免許に係る講習 (オ) 原動機付自転車免許に係る講習 	<p>講習 1 時間につき 2,050 円</p> <p>講習 1 時間につき 2,700 円</p> <p>講習 1 時間につき 2,550 円</p> <p>講習 1 時間につき 2,400 円</p>	<p>に、</p>
<p>シ 法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習 (イ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 	<p>5,600 円（当該講習が法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イまたは第 101 条の 4 第 2 項後段の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,200 円）</p> <p>2,250 円</p>	<p>を</p>
<p>シ 法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ、第 101 条の 4 第 2 項または第 101 条の 7 第 4 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。） (イ) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イまたは第 101 条の 4 第 2 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。） (ウ) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第 101 条の 7 第 	<p>4,650 円</p> <p>4,650 円（当該認知機能検査の結果について道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）第 29 条の 3 第 1 項の式により算出した数値が 76 未満であるものにあつては、7,550 円）</p> <p>5,650 円</p>	<p>に改め、同項ス中「道路交通法</p>

4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	
(ㇿ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項または第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	2,000円
(ㇾ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (法第97条の2第1項第3号イまたは第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	2,000円(当該認知機能検査の結果について府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76未満であるものにあつては、4,300円)
(ㇽ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	2,400円

施行規則(昭和35年総理府令第60号)を「府令」に改め、同表注2の表(1)の項から(6)の項までの規定中「または中型自動車免許」を「、中型自動車免許または準中型自動車免許」に改め、別表第7第1項の表注3中「または中型自動車免許」を「、中型自動車免許または準中型自動車免許」に、「2,800円」を「2,450円」に改め、同表注4および注5の表(1)の項から(6)の項までの規定中「または中型自動車免許」を「、中型自動車免許または準中型自動車免許」に改め、別表第7第1項の表注6中「または中型自動車免許」を「、中型自動車免許または準中型自動車免許」に、「2,850円」を「2,500円」に改め、同表注7中「または中型自動車免許」を「、中型自動車免許または準中型自動車免許」に改め、別表第7第2項の表(13)の項中「5,600円」を「4,650円」に、「5,200円」を「4,650円(法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査の結果について府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76未満であるものにあつては、7,550円)」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第258号)附則第6条第1項各号のいずれかに該当する者(道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)附則第2条第2号に規定する限定が解除された者を除く。)に対する改正後の別表第7の規定の適用については、同表第1項の表(9)の項ア中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「準中型自動

車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、同表(12)の項コ(ア)中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。

3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号）附則第17条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、改正後の別表第7第1項の表(12)の項シの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条第1項に規定する更新期間が満了する日（同法第101条の2第1項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が70歳以上の者であつて、当該日がこの条例の施行の日から起算して6月を経過した日前であるものに対する同法第108条の2第2項の規定に基づくシニア運転者講習に係る受講料については、改正後の別表第7第2項の表(13)の項ウ(ア)の規定にかかわらず、なお従前の例による。